

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
 (平成十八年三月金融庁告示第十九号)

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章 (略)</p> <p>第九章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第四節 証券化エクスポージャーに係る特例(第三百二条の 二 第三百二条の五)</p> <p>第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特 例(第三百二条の六・第三百二条の七)</p> <p>第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例(第三 百二条の八 第三百二条の十三)</p> <p>第十章 オペレーショナル・リスク(第三百三条 第三百二十 条)</p> <p>第十一章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章 (略)</p> <p>第九章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第十章 オペレーショナル・リスク(第三百三条 第三百二十 条)</p> <p>第十一章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。</p>

一・二 (略)

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー(再証券化エクスポージャー)を除く。()である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は第六十一条第一項に規定する我が国の政府関係機関(1)から(3)までにおいて「国等」という。)により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

三丁十六 (略)

十六の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十七丁三十一 (略)

一・二 (略)

(新設)

三丁十六 (略)

(新設)

十七丁三十一 (略)

三十二 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十三～三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

(削る)

三十二 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く)。

三十三～三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

七十四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となっている場合(異なる取引に係る複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABCpの借換えを行

ることができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときはいう。以下同じ。）に限り利用可能であること⁹

ロ 市場が機能不全となつていゝる場合における証券化エクスポージャーの投資家に対する支払のために銀行から支払われる資金は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポージャーと同順位以上であること。

七十五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十八号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十六～八十（略）

（新設）

（新設）

七十五～七十九（略）

八十 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十二号及び第九章において同じ。）をいう。

八十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において同じ）

（ ）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を發揮するポジションをいう。

八十二 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比

（新設）

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比

率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間に
おける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有して
いる資産を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大
きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十
パーセントに相当する額未満であること。

ロ・八（略）

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満
たす場合

イ〜ハ（略）

（控除項目）

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計
額とする。

一〜五（略）

六 第二百四十七条（第二百二十七条、第三百三十六条第一項及び第三
百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控
除項目の額の合計額

2（略）

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条（略）

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるもの
については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間に
おける特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい
額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パー
セントに相当する額未満であること。

ロ・八（略）

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件のすべてを
満たす場合

イ〜ハ（略）

（控除項目）

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計
額とする。

一〜五（略）

六 第二百四十七条（第二百二十七条、第三百三十六条第一項、第二百
七十七条第一項第一号ホ(2)及び第二百八十四条第二項において準
用する場合を含む。）に掲げる額

2（略）

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条（略）

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるもの
については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

<p>一 (略)</p> <p>二 特定取引勘定設置銀行において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。)</p> <p>三 (略)</p> <p>(控除項目)</p> <p>第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第二百四十七条(第二百二十七条、第三百三十六条第一項及び第三百二十七条の五第二項において準用する場合を含む。)(に規定する控除項目の額の合計額</p> <p>2 (略)</p> <p>(控除項目)</p> <p>第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 特定取引勘定設置銀行において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産</p> <p>三 (略)</p> <p>(控除項目)</p> <p>第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第二百四十七条(第二百二十七条、第三百三十六条第一項、第二百七十七条第一項第一号ホ(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。)(に掲げる額</p> <p>2 (略)</p> <p>(控除項目)</p> <p>第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 五 (略)</p>
---	---

六 第二百四十七条(第百二十七条、第百三十六条第一項及び第三百一条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(控除項目)

第四十三条 第三十七条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 四 (略)

五 第二百四十七条(第百二十七条、第百三十六条第一項及び第三百一条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第六十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

六 第二百四十七条(第百二十七条、第百三十六条第一項、第二百七十七条第一項第一号ホ(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる額

2 (略)

(控除項目)

第四十三条 第三十七条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 四 (略)

五 第二百四十七条(第百二十七条、第百三十六条第一項、第二百七十七条第一項第一号ホ(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる額

2 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第六十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百三十九条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十四条の二 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャー(スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向けエクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第百十八条から第百二十一条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果(被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百三十五条、第三号に該当する場合には第百三十七条又は第百三十九条の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(前号に掲げるものを除く。)

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百三十九条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十四条の二 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャー(スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向けエクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第百十八条から第百二十一条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果(被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百三十五条、第三号に該当する場合には第百三十七条又は第百三十九条の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2～4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定める信用リスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長格格付の場合の信用リスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分	証券化エクスポージャー 一 (再証券化エクスポージャーを除く。) の 場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャー の場合 (パーセント)
6-1	二十	四十
6-2	五十	百

2～4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長格格付の場合には第一号の表、短格格付の場合には第二号の表に掲げる信用リスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長格格付の場合

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分	信用リスク区分	信用リスク区分	信用リスク区分	信用リスク区分
6-1	二十	6-1	6-1	
6-2	五十	6-2	6-2	
6-3	百	6-3	6-3	
6-4	自己資本控除	6-4	6-4	
6-5		6-5	6-5	

ロ イ以外のとき

信用リスク区分	信用リスク区分
6-1	6-1
6-2	6-2
6-3	6-3
6-4	6-4
6-5	6-5

6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	信用リスク区分	ロイ以外のとき。 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。)の 場合 (パーセント) 再証券化エクスポージャー の場合 (パーセント)	
自己資本控除					二百五十		百
					五十		百
					二十		四十
					二十		四十
6 5	6 4	6 3	自己資本控除		二百二十五		

リスク・ウェイ H (パーセント)	二十	五十	百	二百二十五	自己資本 控除
信用リスク区分	7 1	7 2	7 3	7 4	
リスク・ウェイ H (パーセント)	二十	五十	百	自己資本 控除	

二 短期格付の場合

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
7 1	二十	四十
7 2	五十	百
7 3	百	二百二十五
7 4	自己資本控除	

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 三 (略)

四 銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一 三 (略)

(新設)

<p>付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。</p> <p>4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なりスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。</p> <p>四 銀行の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なりスク特性及びパフォーマン스에係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</p> <p>五 銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。</p> <p>六 銀行が、第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なりスク特性及びパフォーマン스에係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</p> <p>七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。</p>	<p>4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	---

5 (略)

6| 銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して当該銀行により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該銀行が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百五十四条において同じ。)の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー(証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの)又は再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。

5 (略)

(新設)

6| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先部分(証券化エクスポージャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。)であること。

をいづ。以下同じ。)であること。

二 (略)

8) (略)

9) 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

二 (略)

7) (略)

8) 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント

二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

2 銀行は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百五十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二百四十九条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー
百パーセント

2 銀行は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百五十三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところ

による。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
	（パーセント）	（パーセント）
Zが六以上でありかつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合を含む。	Zが六以上の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合を含む。（パーセント）
	Zが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合を含む。（パーセント）
Zが六以上でありかつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合を含む。	Zが六以上の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合を含む。（パーセント）
	Zが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合を含む。（パーセント）

による。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六以上の場合（パーセント）	Zが六未満の場合（パーセント）
8 6	三十五	五十	
8 5	二十	三十五	三十五
8 4	十二	二十	三十五
8 3	十	十八	
8 2	八	十五	二十五
8 1	七	十二	二十

8 11	8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	
六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十	十二	十	八	七	(ト)
				七十五	五十	三十五	二十	十八	十五	十二	
				三十五			二十五	二十			
七百五十	五百	三百	二百	百五十	百	六十	四十	三十五	二十五	二十	
八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五	百五十	百	六十五	五十	四十	三十	

(注) ことは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

8 12	8 11	8 10	8 9	8 8	8 7
自己資本控除	六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十
					七十五

8 12	自己資本控除
---------	--------

(注) Zとは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第三百二条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)の場合	再証券化エクスポージャーの場合	再証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)の場合
Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先である場合	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先である場合	Zが六未満であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先である場合	Zが六未満であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先である場合

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分(内部評価方式による場合を含む。)である場合	Zが六以上の場合	Zが六未満の場合
7-1	7	12	20
7-2	12	20	35

				(内部評価方式による場合を含む。)
				(パーセント)である場合)
7-1	七	十二	二十	
7-2	十二	二十	三十五	
7-3	六十	七十五	百五十	
7-4				自己資本控除
				二百二十五

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー(第二百五十四条第二項において準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条に

7-3	六十	七十五	七十五
7-4	自己資本控除		

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一～三（略）

3・4（略）

（指定関数方式）

第二百五十七条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一（略）

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$ （当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、 $0.016 \times T$ ）

この式においては、（Ｔ）は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ（略）

2～4（略）

（エクスポージャーの実効的な個数（ N ））

第二百六十一条（略）

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当

一～三（略）

3・4（略）

（指定関数方式）

第二百五十七条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一（略）

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$
この式においては、（Ｔ）は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ（略）

2～4（略）

（エクスポージャーの実効的な個数（ N ））

第二百六十一条（略）

2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャ

該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

3 (略)

(裏付資産の加重平均LGD(LGD))

第二百六十二条 (略)

2 (略)

3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。

4 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 (略)

(削る)

2| 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行

||について前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

3 (略)

(裏付資産の加重平均LGD(LGD))

第二百六十二条 (略)

2 (略)

3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。

4 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 (略)

2| 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補充について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗じた額とする。

3| 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行

部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウエイトのうち、最も高いリスク・ウエイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百六十八条 第二百五十条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十一条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク(第三百二条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。)に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2) 銀行は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に

部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウエイトのうち、最も高いリスク・ウエイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百六十八条 第二百五十条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十一条 銀行は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2) 銀行は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リ

定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九條の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3| 銀行は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行のマーケット・リスク相当額とすることができる。

(承認申請書の提出)

第二百七十三條 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル(銀行がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四條 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

スクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

(承認申請書の提出)

第二百七十三條 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル(銀行が内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ。)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四條 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング（第二百七十七条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。）及びストレステスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的の実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三七八 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリコー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリコー・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング（第二百七十六条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第二百七十七条第一項第一号において同じ。）及びストレステスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的の実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三七八 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリコー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（バリコー・アット・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリコー・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

VAR(t)は、保有期間をt営業日として算出したバリコー・アット・リスク（ただし、tが十を下回る場合に限る。）

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さによる掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュエーション・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七・八 (略)

九 ストレス・バリュエーション・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを銀行が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュエーション・リスクをいう。以下同じ。）を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さによる掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

(新設)

六・七 (略)

(新設)

十 (略)

(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十五条 銀行は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2) 銀行は、債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。)に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、銀行は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3) 金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百七十二条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル(以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。)について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル(以下「追加的リスク計測モデル」という。)について第五項に規定

八 (略)

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百七十五条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

- 一 算出基準日のバリュエーション・アット・リスク
- 二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエーション・アット・リスクの平均に次条に定める乗数を乗じて得た額

(乗数)

第二百七十六条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポットフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。)(のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュエーション・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。))に对应し、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇

する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補完することが十分に保守的であることを銀行が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号八に規定する影響に当たるものとする。

4) 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
- 二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
- 三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
- 四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リスク」という。）を把握していること。
- 五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。
- 六 バック・テストイングの結果から、個別リスクを正確に把握し

十以上	四・〇〇
九	三・八五
八	三・七五
七	三・六五
六	三・五〇
五	三・四〇
四	三・〇〇
三	三・〇〇
二	三・〇〇

2) 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3) 内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百七十七条 金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスクの算出についても第二百七十二条の承認をしようとするときは、第二百七十四条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しな

ていることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5) 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオペシヨニ性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五 集中リスクを把握していること。

なければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを銀行が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号八に規定する影響に当たるものとする。

一 リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。

イ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

ロ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ハ 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

二 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。

ホ イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）及びデフォルト・リスク（個別リスクのうち、倒産を含む信用度の大幅な低下が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。ただし、デフォルト・リスクの把握は、次

六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。

七 主要なベータ・リスクを把握していること。

八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回る事が確実でないことを見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ 銀行が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 銀行がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百七十六条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及

に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

(2) 証券化エクスポージャーのうち、第八章において自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本は同章に基づき賦課される額を下限としていること。

ヘ バック・テストイングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

ト 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

二 片側九十九パーセントの信頼区間及び十営業日の保有期間を超越するイベント・リスクのうちリスク計測モデルによって把握されていない部分について、銀行が、当該リスクの自己資本に与える影響を、ストレステスト等の適切な手法により把握していること。

2) 金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であつて、銀行が、次の各号のいずれかの額を第二百七十五条に規定す

個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アット・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のバリュー・アット・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のストレス・バリュー・アット・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・アット・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を乗じて得た額

2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の追加的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(乗数)

第二百七十七条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益)実際に発生した損益又はボ

る額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは、前項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百七十二条の承認をすることができる。

一 当該銀行がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号ホただし書の要件を満たすことを要する。

二 当該銀行が信用リスク・アセットの額の算出に用いる手法と同様の手法によって算出した信用リスク・アセットの額を十二・五で除して得た額

3 前項の場合において、リスク計測モデルの計測対象にデフォルト・リスクに該当するものが含まれている場合、銀行は、第二百七十五条各号に規定するバリュー・アット・リスクの額からデフォルト・リスクに相当する額を控除することができる。

4 第一項第一号ホ(2)(第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。)に定める要件は、銀行が次に掲げる事項を立証した場合に適用されない。

一 当該銀行が、第一項第一号ホ(2)に掲げる証券化エクスポージャー(クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ)の流動性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。

二 前号に定める市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させる意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次の

ートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。()のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデル(追加的リスク計測モデル及び第三百二条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。)を使用して算出した日ごとのバリエーション・アット・リスクを上回る回数を用いる。以下この条において同じ。)に及び、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
十以上	四・〇〇
九	三・八五
八	三・七五
七	三・六五
六	三・五〇
五	三・四〇
四	三・〇〇
三	三・〇〇
二	三・〇〇
一	三・〇〇
零	三・〇〇

2) 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて

イ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い短時間で決済出来ること。

イ 直近の約定価格

ロ 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもつて提示された売却又は購入の価格

三 十分な市場データを銀行が保有し、第一項第一号ホ(1)に規定する要件を満たしたうえで、当該証券化エクスポージャーのデフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて、内部的な手法により計測していること。

、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3) 内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百七十四条及び第二百七十五条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七十二條の承認を取り消すことができる。

一 第二百七十七條第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 銀行が第二百七十七條第三項に定める届出を怠つた場合、前条

、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3) 内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百七十四条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七十二條の承認を取り消すことができる。

一 第二百七十六條第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 銀行が第二百七十六條第三項に定める届出を怠つた場合、前条

第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第二号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリー)

第二百八十一条 (略)

2) 前項の規定にかかわらず、銀行は債券等のシヨート・ポジションの個別リスクの額に代えて、当該シヨート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該シヨート・ポジションの個別リスクの額とすることができる。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百八十三条 (略)

(削る)

第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第二号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリー)

第二百八十一条 (略)

(新設)

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等)

第二百八十三条 (略)

2) 銀行がファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合には、第百三十五条から第百三十九条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、「信用リスク削減」とあるのは「ヘッジ」と、「エクスポージャー」とあるのは「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「千二百五十パーセント」(海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。)(「とあるのは「

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

(削る)

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 第二百八十条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

百パーセント(海外営業拠点を有しない銀行においては、二百パーセントとする。)と読み替えるものとする。ただし、第三百三十六条第一項の「エクスポージャー」については読み替えを行わない。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

2| 証券化エクスポージャーの個別リスクについては、前項及び第八章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値を前項のリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6、3、7、3又は8、8以上である格付を付している証券化エクスポージャーについては、前項の優良債の規定を用いるものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 第二百八十条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント(ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント)を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例

(新設)

(標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証

券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格
格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定
めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定め
る要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後の
ネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ
による。

		信用リスク区分	証券化エクスポージャ ー(再証券化エクスポ ージャーを除く。)の 場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャ ーの場合 (パーセント)
6 2	四	6 1	一・六	三・二

(新設)

6 3	八	十八
6 4	二十八	五十二
6 5	自己資本控除	

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7 1	一・六	三・二
7 2	四	八
7 3	八	十八
7 4	自己資本控除	
	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
	信用リスク区分	

（内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が

証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする⁹

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャー			
分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャー	Zが六以上の場合	Zが六未満の場合	内部評価方式	内部評価方式
	（パーセント）	（パーセント）	（パーセント）	内部評価方式	内部評価方式
				内部評価方式	内部評価方式
				内部評価方式	内部評価方式

（新設）

8 12	自己資本控除				2・80	4・00	8・00	12・00
8 11	52・00	60・00	68・00	21・00	12・00	18・00	28・00	
8 10	34・00	40・00	52・00	24・00	12・00	18・00	28・00	
8 9	21・00	24・00	40・00	24・00	16・00	28・00	40・00	
8 8	8・00	16・00	28・00	24・00	16・00	28・00	40・00	
8 7	4・80	12・00	18・00	12・00	12・00	18・00	28・00	
8 6	2・80	8・00	12・00	8・00	8・00	12・00	18・00	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
上であり	上の場合	当該再証券化エクスポージ	当該再証券化エクスポージ
上であり	上の場合	当該再証券化エクスポージ	当該再証券化エクスポージ
上であり	上の場合	当該再証券化エクスポージ	当該再証券化エクスポージ
上であり	上の場合	当該再証券化エクスポージ	当該再証券化エクスポージ

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と「同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2) 前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項の規定にかかわらず、銀行が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付(前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項各号)に該当する場合を含む。以下この条において同じ。()の証券化エクスポージャーについて、第二百五十七条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの

(新設)

額とすることができる。

- 3) 第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行は、第二百八十二条又は第二百八十二条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。
- 4) 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

（自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

第三百二条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合には、当該証券化エクスポージャーの

（新設）

一般市場リスクは算出することを要しない。

- 2| この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百四十七条(第一項第二号を除く。)(の規定を準用する。

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特

例

(新設)

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)

- 第三百二条の六 第一節から前節までの規定にかかわらず、ファース

ト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

(新設)

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

- 2| 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。)(に係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれ

か小さい額とする。

「 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスクの額を、小さいものから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3| 第二百八十一条第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4| 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあつては、その個別リスクの額の算出については、第三百二条の二から前条までの規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第三百二条の七 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する銀行は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

(新設)

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第三百二条の八 銀行は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第三百二条の十から第三百二条の十

(新設)

(新設)

三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第三百二条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第三百二条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれが大きい額とする。

(新設)

- 一 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額
- 二 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第三百二条の十 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条

(新設)

の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2) 前項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した

承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3| 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

4| 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ デフォルト・リスク

ロ 格付遷移リスク

ハ 複合的なデフォルトに係るリスク

ニ クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ ベーシス・リスク

ト 回収率の変動に係るリスク

升ヘッジのリバランスに係るリスク

二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに

(当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに)金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

(内部モデル方式による包括的リスクの額)

第三百二条の十一 内部モデル方式を用いて算出するコリレーション

・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の包括的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三 第三百二条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

(新設)

<p>（変更に係る届出）</p> <p>第三百二条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 承認申請書の記載事項に変更がある場合</p> <p>二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合</p> <p>三 第三百二条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合</p> <p>2 前項第三号に基づき届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。</p> <p>（承認の取消し）</p> <p>第三百二条の十三 金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（承認の取消し）</p> <p>第三百二条の十三 金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。</p>	<p>（新設）</p>

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十号）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十条の二～第二百八十条の五）</p> <p>第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十条の六・第二百八十条の七）</p> <p>第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十条の八～第二百八十条の十三）</p> <p>第八章 オペレーショナル・リスク（第二百八十一条 第二百九十八条）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第八章 オペレーショナル・リスク（第二百八十一条 第二百九十八条）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

一・二 (略)

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー(再証券化エクスポージャー)を除く。()である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十九条第一項に規定する我が国の政府関係機関(1)から(3)までにおいて「国等」という。)により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

三丁十六 (略)

十六の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十七丁三十一 (略)

一・二 (略)

(新設)

三丁十六 (略)

(新設)

十七丁三十一 (略)

三十二 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十三～三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

(削る)

三十二 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く)。

三十三～三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

七十四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となっている場合(異なる取引に係る複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるものの借換えを行うこと

とができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときはいう。以下同じ。）に限り利用可能であること。

ロ 市場が機能不全となつていいる場合における証券化エクスポージャーの投資家に対する支払のために銀行持株会社又はその子会社から支払われる資金は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポージャーと同順位以上であること。

七十五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十八号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十六～八十（略）

（新設）

（新設）

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十五～七十九（略）

八十 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十二号及び第七章において同じ。）をいう。

八十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取

引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポンダーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を發揮するポジションをいう。

八十二 包括的リスク、デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率（第二条又は第十四条の算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似

（新設）

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率（第二条又は第十四条の算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似

する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。)及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二・三 (略)

(控除項目)

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇五 (略)

六 第二百二十五条(第百五条、第百十四条第一項及び第二百八十条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇五 (略)

六 第二百二十五条(第百五条、第百十四条第一項及び第二百八十条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

する取引をいう。以下同じ。)に係る資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二・三 (略)

(控除項目)

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇五 (略)

六 第二百二十五条(第百五条、第百十四条第一項、第二百五十五条第一項第一号ホ(2)及び第二百六十二条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる額

2 (略)

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇五 (略)

六 第二百二十五条(第百五条、第百十四条第一項、第二百五十五条第一項第一号ホ(2)及び第二百六十二条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる額

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百七十七条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三十二条の二 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャー(スロツティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向けエクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十六条から第九十九条まで

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百七十七条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三十二条の二 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャー(スロツティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向けエクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十六条から第九十九条まで

及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十三条、第三号に該当する場合には第百十五条又は第百十七条の規定に従うものとする。

一・二（略）

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十七条 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定める信用リスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長格格付の場合の信用リスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき

及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十三条、第三号に該当する場合には第百十五条又は第百十七条の規定に従うものとする。

一・二（略）

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ
その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十七条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長格格付の場合には第一号の表、短格格付の場合には第二号の表に掲げる信用リスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長格格付の場合

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分	6 1	6 2	6 3	6 4	6 5
---------	-------	-------	-------	-------	-------

信用リスク区分	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
	信用リスク区分	
6 5	自己資本控除	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）
6 4		再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
6 3		再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
6 2		再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
6 1		再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）

ロ イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
	信用リスク区分	
7 1	二十	二十
7 2	五十	五十
7 3	百	百
7 4	自己資本控除	自己資本控除

二 短期格付の場合

ロ イ以外のとき

信用リスク区分	6 1	6 2	6 3	6 4	6 5
リスク・ウェイト （パーセント）	二十	五十	百	三百五十	自己資本 控除

6 1	二十	四十
6 2	五十	百
6 3	百	二百二十五
6 4	三百五十	六百五十
6 5	自己資本控除	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 1		信用リスク区分
7 2	五十	証券化エクスポージャー 再証券化エクスポージャーの場合 (パーセント)
7 1	二十	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。)の場合 (パーセント)
7 2	百	再証券化エクスポージャー の場合 (パーセント)

714	713	百	自己資本控除

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

四 銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該銀行持株会社による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与(第六項において「流動性補完等」という。)に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一～三 (略)

(新設)

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

<p>五 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>六 銀行持株会社が、第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつてゐる証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 (略)</p> <p>6 銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーに対して当該銀行持株会社により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。</p>	<p>5 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及</p>	<p>6 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エク</p>

ひ第二百三十二条において同じ。)の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

「当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー(証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの)再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。)をいう。以下同じ。)であること。

二 (略)

8 (略)

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を

エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

「当該証券化エクスポージャーが最優先部分(証券化エクスポージャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。)であること。

二 (略)

7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を

乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

2 銀行持株会社は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント

二 契約期間が一年以上である無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 百パーセント

2 銀行持株会社は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二百二十七条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウエイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)の場合	再証券化エクスポージャーの場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先	当該再証券化エクスポージャーが最優先
	Zが六以上である場合	Zが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先	当該再証券化エクスポージャーが最優先
化エクスポージャー(パーセント)	化エクスポージャー(パーセント)	化エクスポージャー(パーセント)	化エクスポージャー(パーセント)	化エクスポージャー(パーセント)

第二百三十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウエイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分(内部評価方式による場合を含む。)である場合	Zが六以上の場合	Zが六未満の場合
(パーセント)	(パーセント)	(パーセント)	(パーセント)

8 12	自己資本控除	六十	七十五	百五十	二百二十五			
8 11						三十五	五十	百
8 10						四百二十五	五百	六百五十
8 9	二百五十	三百	五百	三百五十	二百二十五			
8 8	百	二百	三百五十	二百二十五	百五十			
8 7	六十	七十五	百五十	二百二十五	百五十			
8 6	三十五	五十	百	百五十				

(注) Zとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百八十条の三において同様。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)	証券化エクスポージャーを除く
---------	------------------------------	----------------

8 12	自己資本控除
--------------	--------

(注) Zとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該	Zが六以上の場	Zが六未満の場
---------	----------------	---------	---------

7-2	十二	二十一	三十五	四十	六十五
7-3	六十	七十五	百五十	二百二十五	
7-4	自己資本控除				

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー(第二百三十二条第二項において準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中でも優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一 三 (略)

3・4 (略)

(指定関数方式)

第二百三十五条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一 (略)

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一 三 (略)

3・4 (略)

(指定関数方式)

第二百三十五条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一 (略)

<p>二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。</p> <p>イ $0.0056 \times T$（当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、$0.016 \times T$）</p> <p>この式においては、（T）は、第二百三十八条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。</p> <p>ロ（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（エクスポージャーの実効的な個数（N））</p> <p>第二百三十九条（略）</p> <p>2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3（略）</p> <p>（裏付資産の加重平均LGD（\overline{LGD}））</p> <p>第二百四十条（略）</p> <p>2 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、\overline{LGD}を百パーセントとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。</p> <p>イ $0.056 \times T$</p> <p>この式においては、（T）は、第二百三十八条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。</p> <p>ロ（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（エクスポージャーの実効的な個数（N））</p> <p>第二百三十九条（略）</p> <p>2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3（略）</p> <p>（裏付資産の加重平均LGD（\overline{LGD}））</p> <p>第二百四十条（略）</p> <p>2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、\overline{LGD}を百パーセントとする。</p> <p>3（略）</p>
---	---

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)
第二百四十四条 (略)

(削る)

2| 第二百三十五条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)
第二百四十四条 (略)

2| 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗じた額とする。

3| 第二百三十五条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性

補完 二十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百四十九条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク(第二百八十条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。)に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2| 銀行持株会社は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十七条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3| 銀行持株会社は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行持株会社のマーケット・リスク相当額とすることができる。

(承認申請書の提出)

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百四十九条 銀行持株会社は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十七条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2| 銀行持株会社は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行持株会社のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

(承認申請書の提出)

第二百五十一条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル(銀行持株会社がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。

)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング(第二百五十五条に定める要領で行う)ことの損益とリスク計測

モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。)及びストレス・テスト(リスク計測モデルについて、

将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

第二百五十一条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル(銀行持株会社が内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ

)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング(第二百五十四条に定める要領で行う)ことの損益とリスク計測

モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第二百五十五条第一項第一号へにおいて同じ。)及びストレス・テスト(リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生

じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三丁八（略）

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

「バリュエーション・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュエーション・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。」

二（略）

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュエーション・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。

ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五（略）

三丁八（略）

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

「バリュエーション・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（バリュエーション・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュエーション・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。」

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{t}{10}}$$

VAR(t)は、保有期間をt営業日として算出したバリュエーション・リスク（ただし、tが十を下回る場合に限る。）

二（略）

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。

ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五（略）

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全
てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす
金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を
用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一
部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、こ
の限りでない。

七・八 （略）

九 ストレス・バリュアット・リスク（適切なストレス期間を
含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・
データを銀行持株会社が現に保有するポートフォリオに適用して
算出したバリュアット・リスクをいう。以下同じ。）を算出
する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見
直しの基準が適切であると認められること。

十 （略）

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認
の基準）

第二百五十三条 銀行持株会社は、一般市場リスクの算出について内
部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部
モデル方式を用いることができる。

2 銀行持株会社は、債券等（第二百五十九条に規定する債券等をい
う。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内
部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的

（新設）

六・七 （略）

（新設）

八 （略）

（内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百五十三条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リス
ク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 算出基準日のバリュアット・リスク

二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュアット・リスク
の平均に次条に定める乗数を乗じて得た額

（乗数）

リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えないなければならない。この場合において、銀行持株会社は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3) 金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百五十条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行持株会社が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補完することが十分に保守的であることを銀行持株会社が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号八に規定する影響に当たるものとする。

第二百五十四条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じて、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

4| 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リスク」という。）を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六 バック・テストイングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5| 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第五章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行持株会社の管理の状況に及び、ポートフォリオのリスクが一定の水準にある

2| 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3| 内部モデル方式を用いている銀行持株会社は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百五十五条 金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスクの算出についても第二百五十条の承認をしようとするときは、第二百五十二条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行持株会社が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補充することが十分に保守的であることを銀行持株会社が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補充することによる影響は、同条第二項第四号八に規定する影響に当たるものとする。

一 リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。

との前提を置くことができる。

- 二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間）（三月以上に限る。）を用い、第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。
- 三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。
- 四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。
- 五 集中リスクを把握していること。
- 六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。
- 七 主要なベース・リスクを把握していること。
- 八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回る事が確実にないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。
- 九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期

イ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
ロ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ハ 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

二 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。

ホ イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）及びデフォルト・リスク（個別リスクのうち、倒産を含む信用度の大幅な低下が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。ただし、デフォルト・リスクの把握は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第五章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行持株会社の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

(2) 証券化エクスポージャーのうち、第六章において自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本は同章に基づき賦課される額を下限としていること。

間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ 銀行持株会社が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 銀行持株会社がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百五十四条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュエーション・リスクは「営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレート・バリュエーション・リスクは「週間に一回以上の頻度で計測するものとする。」

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のバリュエーション・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエーション・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

ヘ バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

ト 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

二 片側九十九パーセントの信頼区間及び十営業日の保有期間を超えるイベント・リスクのうちリスク計測モデルによって把握されていない部分について、銀行持株会社が、当該リスクの自己資本に与える影響を、ストレート・テスト等の適切な手法により把握していること。

2| 金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であつて、銀行持株会社が、次の各号のいずれかの額を第二百五十三条に規定する額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは、前項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百五十四条の承認をすることができる。

一 当該銀行持株会社がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号ホただし書の要件を満たすことを要する。

二 当該銀行持株会社が信用リスク・アセットの額の算出に用いる手法と同一の手法によって算出した信用リスク・アセットの額を
十二・五で除して得た額

<p>超過回数</p>	<p>乗数</p>
<p>イ 算出基準日のストレス・バリュエーション・リスク</p> <p>ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュエーション・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を乗じて得た額</p> <p>2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。</p> <p>一 算出基準日の追加的リスクの額</p> <p>二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値</p> <p>(乗数)</p> <p>第二百五十五条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポルトフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。)(のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデル(追加的リスク計測モデル及び第二百八十条の十三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。))を使用して算出した日ごとのバリュエーション・アット・リスクを上回る回数を含む。以下この条において同じ。)(に及び、同表の下欄に定める値とする。</p>	<p>3 前項の場合において、リスク計測モデルの計測対象にデフォルト・リスクに該当するものが含まれている場合、銀行持株会社は、第二百五十三条各号に規定するバリュエーション・アット・リスクの額からデフォルト・リスクに相当する額を控除することができる。</p> <p>4 第一項第一号ホ(2)(第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。)(に定める要件は、銀行持株会社が次に掲げる事項を立証した場合には適用されない。</p> <p>一 当該銀行持株会社が、第一項第一号ホ(2)に掲げる証券化エクスポージャー(クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ)の流動性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。</p> <p>二 前号に定める市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させる意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次のイ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い短時間で決済出来ること。</p> <p>イ 直近の約定価格</p> <p>ロ 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもって提示された売却又は購入の価格</p> <p>三 十分な市場データを銀行持株会社が保有し、第一項第一号ホ(1)に規定する要件を満たしたうえで、当該証券化エクスポージャーのデフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて、</p>

株式会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百五十二条及び第二百五十三条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百五十七条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十条の承認を取り消すことができる。

一 第二百五十五条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 銀行持株会社が第二百五十五条第三項に定める届出を怠つた場合、前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリー)

第二百五十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社は債券等のショート・ポジションの個別リスクの額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別

株式会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百五十二条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百五十七条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十条の承認を取り消すことができる。

一 第二百五十四条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 銀行持株会社が第二百五十四条第三項に定める届出を怠つた場合、前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリー)

第二百五十九条 (略)

(新設)

リスクの額とすることができる。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百六十一条 (略)

(削る)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 (略)

(削る)

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等)

第二百六十一条 (略)

2) 銀行持株会社がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合には、第百十三条から第百十七条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、「信用リスク削減」とあるのは「ヘッジ」と、「エクスポージャー」とあるのは「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「千二百五十パーセント(海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。)()とあるのは「百パーセント(海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない銀行持株会社においては、二百パーセントとする。)()と読み替えるものとする。ただし、第百十四条第一項の「エクスポージャー」については読み替えを行わない。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 (略)

2) 証券化エクスポージャーの個別リスクについては、前項及び第六

章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値を前項のリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6、3、7、3又は8、8以上である格付を付している証券化エクスポージャーについては、前項の優良債の規定を用いるものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十七条 第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例

1 (標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に

章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値を前項のリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6、3、7、3又は8、8以上である格付を付している証券化エクスポージャーについては、前項の優良債の規定を用いるものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十七条 第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント(ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント)を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
6 1	一・六	三・二
6 2	四	八
6 3	八	十八
6 4	二十八	五十二
6 5	自己資本控除	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

に定める。

		信用リスク区分	証券化エクスポージャー Ⅰ（再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャ Ⅱの場合 （パーセント）
714		自己資本控除		
713	八		十八	
712	四		八	
711	一・六		三・二	

ク）（内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リス

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定

（新設）

める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後
 のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする
 ①
 ① 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ
 による。

信用リ スク区 分	証券化エクスポージャー（再 証券化エクスポージャーを除 く。）の場合	再証券化エクスポージャー の場合	①が六以 上であり かつ、 当該証券 化エクス ポージャ ーが最優 先証券化 エクスポ ージャー （内部評 価方式に よる場合）	①が六以 上の場合 （パーセ ント）	①が六未 満の場合 （パーセ ント）	当該再証券化 エクスポジ ヤーが最優先 証券化エクス ポージャー（ 内部評価方式 による場合を 含む。）であ る場合 （パーセント）	当該再証券化 エクスポジ ヤーが最優先 証券化エクス ポージャー（ 内部評価方式 による場合を 含む。）であ る場合 （パーセント）
			①が六以 上であり かつ、 当該証券 化エクス ポージャ ーが最優 先証券化 エクスポ ージャー （内部評 価方式に よる場合）	①が六以 上の場合 （パーセ ント）	①が六未 満の場合 （パーセ ント）	当該再証券化 エクスポジ ヤーが最優先 証券化エクス ポージャー（ 内部評価方式 による場合を 含む。）であ る場合 （パーセント）	当該再証券化 エクスポジ ヤーが最優先 証券化エクス ポージャー（ 内部評価方式 による場合を 含む。）であ る場合 （パーセント）

8 9	二十・〇〇	八・〇〇	四・八〇	二・八〇	一・六〇	〇・九六	〇・八〇	〇・六四	〇・五六	を 含 む。) り あ る 場 合 (パ ー セ ン ト)
六・〇〇			四・〇〇	二・八〇	一・六〇	一・四四	一・二〇	〇・九六	一・六〇	
二十・四・〇〇	十六・〇〇	十二・〇〇	八・〇〇	四・八〇	三・二〇	二・八〇	二・〇〇	一・六〇		
四十・〇〇	二十八・〇〇	十八・〇〇	十二・〇〇	八・〇〇	五・二〇	四・〇〇	三・二〇	二・四〇		

8 12	8 11	8 10
自己資本控除		
	五十二・〇〇	三十四・〇〇
	六十・〇〇	四十・〇〇
	六十八・〇〇	五十二・〇〇

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合	再証券化エクスポージャー
レが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	レが六以上の場合（パーセント）	レが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
レが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	レが六以上の場合（パーセント）	レが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
レが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	レが六以上の場合（パーセント）	レが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー

7-4	自己資本控除	四・八〇	六・〇〇	十二・〇〇	十八・〇〇	（内部評価方式による場合を含む。）である （パーセント） （パーセント）
7-3		〇・九六	一・六〇	三・二〇	五・二〇	（パーセント） （パーセント）
7-2			二・八〇	一・六〇	二・四〇	
7-1		〇・五六	〇・九六	一・六〇	二・四〇	

（無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等）

第二百八十条の四 第二百二十七条第二項から第六項まで及び第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百二十七条第

（新設）

二項中「前項」とあるのは、「第二百八十条の二及び第二百八十条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは、「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2) 前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。）以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3) 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行持株会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八

パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

4| 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

（自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

第二百八十条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2| この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特

（新設）

（新設）

例

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)

第二百八十条の六 第一節から前節までの規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2) 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る個別リスクの額は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を

(新設)

減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスクの額を、小さいものから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3) 第二百五十九条第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4) 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあつては、その個別リスクの額の算出については、第二百八十条の二から前条までの規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺)
第二百八十条の七 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する銀行持株会社は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額(当該額が当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレ

(新設)

シット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合、当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(新設)

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

(新設)

第二百八十条の八 銀行持株会社は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第二百八十条の十から第二百八十条の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百八十条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第二百八十条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

(新設)

一 第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

二 第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

(新設)

第二百八十条の十 銀行持株会社は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2| 前項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3| 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

-
- 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 四 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 4) 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測することであること。
 - イ デフォルト・リスク
 - ロ 格付遷移リスク
 - ハ 複合的なデフォルトに係るリスク
 - ニ クレジット・スプレッドに係るリスク
 - ホ インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク
 - ヘ ベーシス・リスク
 - ト 回収率の変動に係るリスク
 - チ ヘッジのリバランスに係るリスク
 - 二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。
 - 三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
-

四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレステストを実施していること。

六 前号に規定するストレステストの結果の概要を四半期ごとに
(当ストレステストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに)金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

(内部モデル方式による包括的リスクの額)

第二百八十条の十一 内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の包括的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三 第二百八十条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

(変更に係る届出)

第二百八十条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

<p>一 承認申請書の記載事項に変更がある場合</p> <p>二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合</p> <p>三 第二百八十条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合</p> <p>2) 前項第三号に基づき届出を行う場合には、銀行持株会社は、当該銀行持株会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。</p> <p>(承認の取消し)</p> <p>第二百八十条の十三 金融庁長官は、銀行持株会社が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百八十条の十第一項の承認を取り消すことができる。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十一号）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第三百二条の四～第三百二条の五）</p> <p>第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第三百二条の六・第三百二条の七）</p> <p>第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二条の八～第三百二条の十三）</p> <p>第十章 オペレーショナル・リスク（第三百三条 第三百二条）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

一 (略)

一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーであるものをいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は第五十五条第一項に規定する我が国の政府関係機関(1)から(3)までにおいて「国等」という。)により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

二丁十五 (略)

十五の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十六〽三十 (略)

一 (略)

(新設)

二丁十五 (略)

(新設)

十六〽三十 (略)

三十一 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十二～三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十六～七十二 (略)

(削る)

三十一 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く)。

三十二～三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十六～七十二 (略)

七十三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となっている場合(異なる取引に係る複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABCpの借換えを行

ることができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときはいう。以下同じ。）に限り利用可能であること⁹

ロ 市場が機能不全となつていゝる場合における証券化エクスポージャーの投資家に対する支払のために信用金庫又は信用金庫連合会から支払われる資金は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポージャーと同順位以上であること。

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十五～七十九（略）

（新設）

（新設）

七十三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十六号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十四～七十八（略）

七十九 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十一号及び第九章において同じ。）をいう。

八十 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第三十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。

以下この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において同じ。

（ ）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十一 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

（控除項目）

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 （略）

六 第二百四十七条（第二百二十五条、第三百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2・3 （略）

（控除項目）

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

（新設）

（控除項目）

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 （略）

六 第二百四十七条（第二百二十五条及び第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2・3 （略）

（控除項目）

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～四（略）

五 第二百四十七条（第二百二十五条、第三百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2・3（略）

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七条第二項第二号において「規則」という。）第百七条第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会（以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。）次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十

一～四（略）

五 第二百四十七条（第二百二十五条及び第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2・3（略）

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七条第二項第二号において「規則」という。）第百七条第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会（以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。）次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

パーセントに相当する額未満であること。

ロ・八 (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ〜ハ (略)

(控除項目)

第二十五条 第十九条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〜五 (略)

六 第二百四十七条(第百二十五条、第百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 (略)

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条の算式にマケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定める

ロ・八 (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ〜ハ (略)

(控除項目)

第二十五条 第十九条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〜五 (略)

六 第二百四十七条(第百二十五条、第百三十四条第一項、第二百七十七条第一項第一号ホ(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる額

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 (略)

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条の算式にマケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定める

もの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第一百七条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）

三（略）

3（略）

（控除項目）

第三十七条 第三十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～四（略）

五 第二百四十七条（第二百二十五条、第三百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2（略）

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第五十四条（略）

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

もの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第一百七条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産

三（略）

3（略）

（控除項目）

第三十七条 第三十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～四（略）

五 第二百四十七条（第二百二十五条、第三百三十四条第一項、第二百七十七条第一項第一号ホ(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2（略）

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第五十四条（略）

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとす

のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百三十七条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十三条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャー(スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向けエクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第百十六条から第百十九条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果(被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百三十三条、第三号に該当する場合には第百三十五条又は第百三十七条の規定に従うものとする。

一・二 (略)

る。

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百三十七条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十三条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャー(スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向けエクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第百十六条から第百十九条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果(被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百三十三条、第三号に該当する場合には第百三十五条又は第百三十七条の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百四十九条 標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

6-1	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャーの場合 (パーセント)
-----	---	----------------------------

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百四十九条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合
イ オリジネーターのとき

ロ イ以外のとき	信用リスク区分	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5
	リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	自己資本控除	

6 4	350	650	信用リスク区分	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）
6 3	100	225			
6 2	50	100			
6 1	20	40			

ロ イ以外のとき。

6 5	自己資本控除		
6 4	自己資本控除		
6 3	100	225	
6 2	50	100	

	信用リスク区分	7 1	20
	信用リスク区分	7 2	50
	信用リスク区分	7 3	100
	信用リスク区分	7 4	自己資本控除

二 短期格付の場合

	信用リスク区分	6 1	20
	信用リスク区分	6 2	50
	信用リスク区分	6 3	100
	信用リスク区分	6 4	350
	信用リスク区分	6 5	自己資本控除

6 5	自己資本控除
-------------	--------

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー の場合 （パーセント）	7 1	20	40
7 2	50	100	7 3	100	125
7 4	自己資本控除	自己資本控除			

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一～三 (略)

四 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 信用金庫又は信用金庫連合会が、第一条第一号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の

一～三 (略)

(新設)

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 (略)

6| 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーに対して当該信用金庫又は当該信用金庫連合会により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百五十四条において同じ。)の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー

(新設)

5 (略)

(新設)

6| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先部分(証券化エクスポー

(証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの)再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。)をいう。以下同じ。)であること。

8| 二 (略)

9| 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする^{ことができる}。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

ジャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。)であること。

7| 二 (略)

8| 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする^{ことができる}。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント

二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前二号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

2 信用金庫又は信用金庫連合会は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百五十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二百四十九条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(外部格付準拠方式)

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 百パーセント

2 信用金庫又は信用金庫連合会は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百五十三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先（パーセント）である場合 Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先（パーセント）である場合	Zが六未満の場合 当該再証券化エクスポージャーが最優先（パーセント）である場合

第二百五十六条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六以上の場合（パーセント）	Zが六未満の場合（パーセント）
8-3	十	十八	
8-2	八	十五	二十五
8-1	七	十二	二十

8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	
百	六十	三十五	二十	十二	十	八	七	価方式に よる場合 を含む。)である 場合 (パーセ ント)
	七十五	五十	三十五	二十	十八	十五	十二	
			三十五			二十五	二十	
二百	百五十	百	六十	四十	三十五	二十五	二十	
二百五十	二百二十五	百五十	百	六十五	五十	四十	三十	

(注) 2とは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクス
ポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

8 12	8 11	8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4
自己資本控除	六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十	十二
					七十五	五十	三十五	二十
							三十五	

8 12	8 11	8 10	8 9
自己資本控除			
	六百五十	四百二十五	二百五十
	七百五十	五百	三百
	八百五十	六百五十	五百

(注) Zとは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第三百一条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合		再証券化エクスポージャーの場合	当該再証券化エクスポージャー
	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャー（パーセント）	Zが六未満の場合		
	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャー（パーセント）	Zが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先	当該再証券化エクスポージャーが最優先

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合	Zが六以上の場合（パーセント）	Zが六未満の場合（パーセント）
---------	---	-----------------	-----------------

7/4	自己資本控除	六十	七十二	七	化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である。
7/3		七十五	二十二	二十二	
7/2			三十五	二十	
7/1		百五十	四十	二十	
		二百二十五	六十五	三十	（パーセント）

7/4	自己資本控除	六十	七十二	七	（パーセント）
7/3		七十五	二十	二十二	
7/2		七十五	三十五	二十	
7/1					

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー（第二百五十四条第二項において準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中でも最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一～三（略）

3・4（略）

（指定関数方式）

第二百五十七条 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一（略）

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$ （当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、 $0.016 \times T$ ）

この式においては、（T）は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一～三（略）

3・4（略）

（指定関数方式）

第二百五十七条 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一（略）

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$

この式においては、（T）は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

<p>ロ (略)</p> <p>2 } 4 (略)</p>	<p>(エクスポージャーの実効的な個数(N))</p> <p>第二百六十一条 (略)</p>	<p>ロ (略)</p> <p>2 } 4 (略)</p>	<p>(エクスポージャーの実効的な個数(N))</p> <p>第二百六十一条 (略)</p>
<p>2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(裏付資産の加重平均LGD(LGD))</p> <p>第二百六十二条 (略)</p>	<p>2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(裏付資産の加重平均LGD(LGD))</p> <p>第二百六十二条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)</p> <p>第二百六十六条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)</p> <p>第二百六十六条 (略)</p> <p>2 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補充について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの</p>

2| 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウエイトのうち、最も高いリスク・ウエイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百六十八条 第二百五十条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗じた額とする。

3| 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウエイトのうち、最も高いリスク・ウエイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百六十八条 第二百五十条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十一条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第三百二条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。）に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2| 信用金庫連合会は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3| 信用金庫連合会は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該信用金庫連合会のマーケット・リスク相当額とすることができる。

(承認申請書の提出)

第二百七十三条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル（信用金庫連合会がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ

第二百七十一条 信用金庫連合会は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2| 信用金庫連合会は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該信用金庫連合会のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

(承認申請書の提出)

第二百七十三条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル（信用金庫連合会が内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ

。) の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

ニ マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング(第二百七十七条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。)及びストレス・テスト(リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 八 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリコー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間(ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。)は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリコー

じ。)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

ニ マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング(第二百七十六条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第二百七十七条第一項第一号において同じ。)及びストレス・テスト(リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 八 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリコー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間(バリコー・アット・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。)は十営業日以上とすること。ただし、十営業日

・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュエーション・アット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

を下回る保有期間によって算出したバリュエーション・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{t}{10}}$$

VAR(t)は、保有期間をt営業日として算出したバリュエーション・アット・リスク（ただし、tが十を下回る場合に限る。）

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。

ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

(新設)

七・八 (略)

九 ストレス・バリュエーション・リスク (適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを信用金庫連合会が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュエーション・リスクをいう。以下同じ。) を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

十 (略)

(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十五条 信用金庫連合会は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2) 信用金庫連合会は、債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。)に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、信用金庫連合会は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3) 金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第

六・七 (略)

(新設)

八 (略)

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百七十五条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

- 一 算出基準日のバリュエーション・リスク
- 二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエーション・リスクの平均に次条に定める乗数を乗じて得た額

(乗数)

第二百七十六条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。)(のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュエーション・

二百七十二条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために信用金庫連合会が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補充することが十分に保守的であることと信用金庫連合会が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補充することによる影響は、同条第二項第四号八に規定する影響に当たるものとする。

- 4) 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。
- 一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
 - 二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
 - 三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

リスクを上回る回数をいつ。以下この条において同じ。）に依じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

- 2) 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。
- 3) 内部モデル方式を用いている信用金庫連合会は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して金融

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、

信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リスク」という。）を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六 バック・テストイングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、信用金庫連合会の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号にお

庁長官に提出しなければならない。

（個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百七十七条 金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスクの算出についても第二百七十二条の承認をしようとするときは、第二百七十四条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために信用金庫連合会が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補充することが十分に保守的であることを信用金庫連合会が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補充することによる影響は、同条第二項第四号八に規定する影響に当たるものとする。

一 リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。

イ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

ロ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ハ 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

二 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係

いて同じ。)を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五 集中リスクを把握していること。

六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。

七 主要なベーク・ス・リスクを把握していること。

八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回る事が現実でないこと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。

ホ イベント・リスク(個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。)及びデフォルト・リスク(個別リスクのうち、倒産を含む信用度の大幅な低下が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。)を正確に把握していること。ただし、デフォルト・リスクの把握は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、信用金庫連合会の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

(2) 証券化エクスポージャーのうち、第八章において自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本は同章に基づき賦課される額を下限としていること。

ヘ バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

ト 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

ニ 片側九十九パーセントの信頼区間及び十営業日の保有期間を

ロ 信用金庫連合会が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 信用金庫連合会がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百七十六条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュエーション・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレステスト・バリュエーション・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のバリュエーション・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエーション・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のストレステスト・バリュエーション・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレステスト・バリュエーション・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を乗じて得た額

2) 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット

・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リ

超えるイベント・リスクのうちリスク計測モデルによって把握されていない部分について、信用金庫連合会が、当該リスクの自己資本に与える影響を、ストレステスト等の適切な手法により把握していること。

2) 金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であつて、信用金庫連合会が、次の各号のいずれかの額を第二百七十五条に規定する額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは、前項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百七十二條の承認をすることができる。

一 当該信用金庫連合会がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号ホただし書の要件を満たすことを要する。

二 当該信用金庫連合会が信用リスク・アセットの額の算出に用いる手法と同一の手法によって算出した信用リスク・アセットの額を十二・五で除して得た額

3) 前項の場合において、リスク計測モデルの計測対象にデフォルト・リスクに該当するものが含まれている場合、信用金庫連合会は、第二百七十五条各号に規定するバリュエーション・アセット・リスクの額からデフォルト・リスクに相当する額を控除することができる。

4) 第一項第一号ホ(2)(第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。)に定める要件は、信用金庫連合会が次に掲げる事項を立

スクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の追加的リスクの額
 - 二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値
- (乗数)

第二百七十七条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。)(のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデル(追加的リスク計測モデル及び第三百二条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。))を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。)(に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇

証した場合には適用されない。

- 一 当該信用金庫連合会が、第一項第一号ホ(2)に掲げる証券化エクスポージャー(クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ)の流動性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。

- 二 前号に定める市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させる意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次のイ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い短時間で決済出来ること。

- イ 直近の約定価格
- ロ 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもって提示された売却又は購入の価格

- 三 十分な市場データを信用金庫連合会が保有し、第一項第一号ホ(1)に規定する要件を満たしたうえで、当該証券化エクスポージャーのデフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて内部的な手法により計測していること。

五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2| 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3| 内部モデル方式を用いている信用金庫連合会は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百七十四条及び第二百七十五条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百七十四条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七十二条の承認を取り消すことができる。

- 一 第二百七十七条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 信用金庫連合会が第二百七十七条第三項に定める届出を怠つた場合、前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリー)

第二百八十一条 (略)

2| 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会は債券等のショート・ポジションの個別リスクの額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスクの額とすることができる。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百八十三条 (略)

(削る)

(承認の取消し)

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七十二条の承認を取り消すことができる。

- 一 第二百七十六条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 信用金庫連合会が第二百七十六条第三項に定める届出を怠つた場合、前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリー)

第二百八十一条 (略)

(新設)

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等)

第二百八十三条 (略)

2| 信用金庫連合会がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバ

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

(削る)

タイプ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合には、第百三十三条から第百三十七条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは、「信用金庫連合会」と、「信用リスク削減」とあるのは、「ヘッジ」と、「エクスポートジャー」とあるのは「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「二千五百パーセント」標準的手法を採用する海外拠点を有する信用金庫連合会においては、千二百五十パーセントとする。「とあるのは「二百パーセント」海外拠点を有する信用金庫連合会においては、百パーセントとする。「と読み替えるものとする。ただし、第百三十四条第一項の「エクスポートジャー」については読み替えを行わない。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

2) 証券化エクスポートジャーの個別リスクについては、前項及び第八章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値を前項のリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6、3、7、3又は8、8以上である格付を付している証券化エクスポートジャーについては、前項の優良債の規定を用いるものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 第二百八十条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例

(標準的手法採用金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫(信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長格格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 第二百八十条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント(ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント)を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

信用リスク区分	証券化エクスポージャー Ⅰ（再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー Ⅰの場合 （パーセント）
6 5	自己資本控除	三・二
6 4	二十八	五十二
6 3	八	十八
6 2	四	八
6 1	一・六	三・二

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるようにする。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー Ⅰ（再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合	再証券化エクスポージャー Ⅰの場合 （パーセント）
---------	---	---------------------------------

				(パーセント)
7 1	1・6	3・2		
7 2	4	8		
7 3	8	18		
7 4	自己資本控除			

(内部格付手法採用金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫(信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(新設)

<p>信用リ スク区 分</p> <p>証券化エクスポージャー（再 証券化エクスポージャーを除 く。）の場合</p>	<p>Zが六以 上であり かつ、 当該証券 化エクス ポージャー が最優 先証券化 エクスポ ージャー （内部評 価方式に よる場合 を含む。 ）である 場合 （パーセ ント）</p> <p>Zが六以 上の場合 （パーセ ント）</p> <p>Zが六未 満の場合 （パーセ ント）</p> <p>当該再証券化 エクスポー ジャーが最優 先証券化エク スポージャー （パーセ ント）</p> <p>当該再証券化 エクスポー ジャーが最優 先証券化エク スポージャー （パーセ ント）</p>	<p>当該再証券化 エクスポー ジャーが最優 先証券化エク スポージャー （パーセ ント）</p> <p>当該再証券化 エクスポー ジャーが最優 先証券化エク スポージャー （パーセ ント）</p>	<p>当該再証券化 エクスポー ジャーが最優 先証券化エク スポージャー （パーセ ント）</p> <p>当該再証券化 エクスポー ジャーが最優 先証券化エク スポージャー （パーセ ント）</p>
--	--	---	---

自己資本控除	8 12	8 11	8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1
		五十二・〇〇	三十四・〇〇	二十一・〇〇	八・〇〇	四・八〇	二・八〇	一・六〇	〇・九六	〇・八〇	〇・六四	〇・五六
		六十・〇〇	四十・〇〇	二十一・〇〇	十六・〇〇	十二・〇〇	八・〇〇	四・八〇	三・二〇	二・八〇	二・〇〇	一・六〇
		六十八・〇〇	五十二・〇〇	四十・〇〇	二十八・〇〇	十八・〇〇	十二・〇〇	八・〇〇	五・二〇	四・〇〇	三・二〇	二・四〇
									二・八〇		二・〇〇	一・六〇
						六・〇〇	四・〇〇	二・八〇	一・六〇	一・四四	一・二〇	〇・九六

				場合 (パーセント)
7 1	0・五六	0・九六	1・六0	1・四0
7 2	0・九六	1・六0	3・二0	五・二0
7 3	四・八0	六・00	十二・00	十八・00
7 4	自己資本控除			

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、「同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、「同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、「同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものと

(新設)

する。

2| 前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百五十七条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3| 第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣化する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適

用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第三百二条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合には、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百四十七条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特

例

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)

第三百二条の六 第一節から前節までの規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づ

(新設)

(新設)

き銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2) 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスクの額を、小さいものから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3) 第二百八十一条第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4) 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあつては、その個別リスクの額の算出については、第三百二条の二から前条までの規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺)
第三百二条の七 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリ

バティブを保有する信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

- 一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法
- 二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合 当該

(新設)

複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちのいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第三百二条の八 信用金庫連合会は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第三百二条の十から第三百二条の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第三百二条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第三百二条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規

(新設)

(新設)

(新設)

定により算出した個別リスクの額の合計額

- 二 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第三百二条の十 信用金庫連合会は、金融庁長官の承認を受けた場合

には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

- 2) 前項の承認を受けようとする信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

- 3) 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(新設)

4) 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測すること。

イ デフォルト・リスク

ロ 格付遷移リスク

ハ 複合的なデフォルトに係るリスク

ニ クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ ベーシス・リスク

ト 回収率の変動に係るリスク

チ ヘッジのリバランスに係るリスク

二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに(当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資

本の不足を示している場合には、速やかに(金融庁長官へ報告するため)に必要な体制が整備されていること。

(内部モデル方式による包括的リスクの額)

第三百二条の十一 内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の包括的リスクの額
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値
- 三 第三百二条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

(変更に係る届出)

第三百二条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 第三百二条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画

(新設)

(新設)

を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

い。

(承認の取消し)

第三百二条の十三 金融庁長官は、信用金庫連合会が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十二号）

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの</p> <p>ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関（(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1) 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>

部分を保有するものであること。

(2) 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して整理することとされていること。

(3) 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

二七十五 (略)

十五の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十六〇三十 (略)

三十一 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三二二〇三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリ

二七十五 (略)

(新設)

十六〇三十 (略)

三十一 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く)。

三二二〇三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリ

ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ
アシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十六〜七十二 (略)

(削る)

七十三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対
する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲
内でサービサー (委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債
権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託し
たものをいう。以下この号及び第七十六号において同じ。) が行

ブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会
向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十六〜七十二 (略)

七十三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流
動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満た
すものをいう。

イ 市場が機能不全となっている場合 (異なる取引に係る複
数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABCPRの借換えを行
うことができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体
の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これ
に類するときをいう。以下同じ。) に限り利用可能であること

ロ 市場が機能不全となっている場合における証券化エクスポー
ジャーの投資家に対する支払のために銀行から支払われる資金
は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されて
おり、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポージャーと同
順位以上であること。

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対
する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲
内でサービサー (委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債
権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託し
たものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。) が行

う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ (略)

七十四～七十六 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百十三条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャー(スロツティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はそ

う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ (略)

七十五～七十七 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百十三条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャー(スロツティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はそ

の他リテール向けエクスポージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第九九条、第三号に該当する場合には第一百一十一条又は第一百三十三条の規定に従うものとする。

一・二（略）

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十五条 標準的手法を採用する信用協同組合等が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乘以て得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定

の他リテール向けエクスポージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第九九条、第三号に該当する場合には第一百一十一条又は第一百三十三条の規定に従うものとする。

一・二（略）

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十五条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乘以て得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合

めるところによる。
イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー Ⅰ（再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャー Ⅱの場合 （パーセント）
6 5	自己資本控除	
6 4		
6 3		百
6 2		五十
6 1		二十

ロ イ以外のとき。

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分	信用リスク区分
6 1	6 1
6 2	6 2
6 3	6 3
6 4	6 4
6 5	6 5

ロ イ以外のとき

信用リスク区分	信用リスク区分
6 1	6 1
6 2	6 2
6 3	6 3
6 4	6 4
6 5	6 5

Ⅱ 短期格付の場合

信用リスク区分	信用リスク区分
7 1	7 1
7 2	7 2
7 3	7 3
7 4	7 4

		（パーセント） 場合	（パーセント）
6 1	二十		四十
6 2	五十		百
6 3	百		二百二十五
6 4	三百五十		六百五十
6 5	自己資本控除		

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー （再証券化エクスポ ージャーを除く。）の 場合 （パーセント）	再証券化エクスポージャ ーの場合 （パーセント）
---------	---	--------------------------------

（パーセント）					
---------	--	--	--	--	--

7-1	二十	四十
7-2	五十	百
7-3	百	二百二十五
7-4	自己資本控除	

- 2 (略)
- 3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。
- 一～三 (略)
- 四 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該信用協同組合等による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与(第六項において「流動性補完等」という。)に基づき付与されたものではないこと。
- 4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。
- 一・二 (略)
- 三 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なりスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

- 2 (略)
- 3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。
- 一～三 (略)
- (新設)
- 4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。
- 一・二 (略)
- (新設)

- 四 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 五 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。
- 六 信用協同組合等が、第一条第一号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。
- 5 (略)
- 6 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーに対して当該信用協同組合等により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセット
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 5 (略)
- (新設)

の額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの）再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二（略）
8|（略）

9| 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする¹ことができる。

6| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先部分（証券化エクスポージャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。

二（略）
7|（略）

8| 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする¹。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

- 一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント
- 二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント
- 三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
- 四 前二号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

2 信用協同組合等は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用さ

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

- 一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント
- 二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント
- 三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント
- 四 市場が機能不全となつている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント
- 五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
- 六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 百パーセント

2 信用協同組合等は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いるこ

れる信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

4| 第二百二十五条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)の場合	再証券化エクスポージャー
---------	---------------------------------	--------------

とができる。

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優	Zが六以上の場合(パーセント)	Zが六未満の場合(パーセント)
---------	------------------------------	-----------------	-----------------

8 12	8 11	8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3
自己資本控除	六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十	十二	十
					七十五	五十	三十五	二十	十八
	三十五			六十			四十	三十五	
	七百五十	五百	三百	二百	百五十	百	六十	四十	三十五
八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五	百五十	百	六十	五十	

(注) ことは、第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところ

8 12	8 11	8 10
自己資本控除	六百五十	四百二十五

(注) ことは、第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところ

					ント)
7 4	六十	七十	百五十	二百二十五	
7 3	六十	七十	百五十	二百二十五	
7 2	十二	二十	四十	六十五	
7 1	七	十二	二十	三十	
自己資本控除					

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー
 (第二百三十条第二項において準用する第二百二十五条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一～三 (略)
 3・4 (略)

(指定関数方式)

第二百三十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャー
 一は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一～三 (略)
 3・4 (略)

(指定関数方式)

第二百三十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を

<p>算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。</p> <p>イ $0.0056 \times T$ (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、$0.016 \times T$)</p> <p>この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(エクスポージャーの実効的な個数(N))</p> <p>第二百三十七条 (略)</p> <p>2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))</p> <p>第二百三十八条 (略)</p>	<p>算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。</p> <p>イ $0.0056 \times T$</p> <p>この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(エクスポージャーの実効的な個数(N))</p> <p>第二百三十七条 (略)</p> <p>2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))</p> <p>第二百三十八条 (略)</p>
--	--

<p>2 (略)</p> <p>3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。</p>
<p>4 (略)</p> <p>(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 第二百四十二条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 第二百四十二条 (略)</p> <p>2 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗じた額とする。</p>
<p>2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。</p>	<p>3 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。</p>

<p>(削る) (削る) (削る)</p> <p>(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)</p> <p>第二百四十四条 第二百二十六条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。</p>	<p>一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント</p> <p>二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント</p> <p>三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント</p> <p>(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)</p> <p>第二百四十四条 第二百二十六条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。</p>
---	---

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、第一条による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号ト及び第六十条第二項、第二条による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号ト及び第三十八条第二項、第三条による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号ト及び第五十四条第二項並びに第四条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号ト及び第三十一条第二項の規定は、公布の日から適用する。

(証券化エクスポージャーに関する経過措置)

第二条 平成二十五年十二月三十一日までの間、銀行は、証券化エクスポージャー（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスクの額を第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第三百二条の九の規定を準用して算出した額とすることができる。

2 平成二十五年十二月三十一日までの間、銀行持株会社は、証券化エクスポージャー（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）

（）の個別リスクの額を第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百八十条の九の規定を準用して算出した額とすることができる。

3 平成二十五年十二月三十一日までの間、信用金庫連合会は、証券化エクスポージャー（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスクの額を第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第三百二条の九の規定を準用して算出した額とすることができる。